

鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、スポーツの多様化が進み、本市が主催する既存の大会では、対応しきれない競技種目が増えている現状に鑑み、市内で開催され、麒麟のまち圏域内から参加者を募るスポーツの大会及びイベント（以下「大会等」という。）に要する経費の一部を補助することで、多種多様なスポーツに市民が親しむ機会の創出を支援し、もって麒麟のまち圏域内のスポーツの振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる大会等であって、かつ、本市で開催され、別表第1第1欄に該当するものとする。ただし、次条の規定による審査会において選定されたものに限る。

- (1) 一般社会人を対象とした大会等
 - (2) 青少年の健全育成を目的とした大会等
 - (3) 高齢者の健康増進を目的とした大会等
 - (4) 前3号に掲げる大会等のほか、市長が前条の目的の達成に必要と認める大会等
- 2 前項の規定にかかわらず、原則として1事業1年度につき1回に限り補助対象とする。ただし、同一の事業を異なる年度に開催する場合は、最大3回まで補助対象とすることができる。
- 3 同一の者が開催する事業を、1年度に複数回補助対象とすることはできない。

(審査会)

第4条 本補助金の適正な交付に資するため、審査会を設置する。

- 2 審査会は、応募のあった大会等の内容について審査し、適当と認められる事業を補助事業として選定する。

3 審査会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(補助対象者)

第5条 本補助金の対象となる者は、本市に拠点を置く次の各号のいずれかに該当するアマチュアスポーツ団体とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人鳥取県スポーツ協会又は鳥取市体育協会に加盟する競技団体
- (2) 全国的に組織されたスポーツ振興を主たる目的とする団体、その構成団体又はこれらの団体に加盟する競技団体
- (3) 大会のために組織された実行委員会で前2号に掲げるいずれかの団体を構成員として含む団体

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(補助金の算定)

第7条 本補助金の額は、別表第2に掲げる補助対象経費の5分の4（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表第3欄に掲げる額又は補助対象経費から参加費、協賛金その他の収入を除いた額のいずれか低い額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第8条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業を主催する団体の概要がわかる書類及びその団体の構成員名簿
- (2) 開催要項その他の補助事業の概要が確認できる書類
- (3) 集客計画書（別記様式）

(補助金の交付)

第9条 本補助金は、規則第11条ただし書の規定により、資金計画書に基づいて概算払で交付できるものとする。

(補助事業者の責務)

第10条 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法令、条例及びこの要綱並びに交付目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

(事業の変更)

第11条 規則第9条第1項の変更等の承認を受けようとする補助事業者は、別記様式に加え、変更後の事業計画書、収支予算書及び第8条第2項第2号に準ずる書類を添付しなければならない。

(着手届)

第12条 本補助金の交付に係る事業においては、規則第10条第1項第3号に該当するものとし、同項に定める着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条第4号に定める市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 大会の広報パンフレット、チラシその他の成果品
- (2) 集客報告書（別記様式3）
- (3) 補助事業の実施が確認できる写真等

3 補助事業者は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入れ控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、第7条の申請を行った者（以下「申請者」という。）又は大会関

係者（構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別その他の個人情報の提出を求めることができる。

（財産の処分制限）

- 第15条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。
- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

- 第16条 補助事業者は、本補助金の事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（適用除外）

- 第17条 補助事業者が、鳥取県、本市その他の公共団体から同一の事業について別の補助金の交付を受けている場合、本補助金は交付しない。

（雑則）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表第1 (第3条、第7条関係)

補助金額

1 大会等参加が見込まれる 居住地の範囲	2 大会等規模 (参加者数)	3 補助額
(1) 鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、新温泉町、香美町のうち2自治体又は3自治体から参加が見込まれるもの	20～50名	上限3万円
	51～100名	上限5万円
	101名以上	上限15万円
(2) 鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、新温泉町、香美町のうち4自治体以上から参加が見込まれるもの	20～50名	上限5万円
	51～100名	上限10万円
	101 ～500名	上限50万円
	501 ～1,000名	上限100万円
	1,001名以上	上限150万円

別表第2 (第6条関係)

補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ※食糧費は含まないものとする。
--------	---

別記様式1 (第8条、第11条関係)

補助事業を主催する団体の概要がわかる書類及びその団体の構成員名簿

補助事業を主催する団体名	
代表者氏名	
連絡先	
団体の概要	

団体の構成員

	氏名	住所	所属する競技団体等	備考
代表者				
①				
②				
③				
④				
⑤				

※本様式以外で申請いただくことも可能です。

集客計画書

1 実施団体	①名称			
	②関連する上部団体組織の名称			
2 集客計画	①集客予定人数	人		
	②集客する地域	自治体名	集客人数 (予定)	
		鳥取市	人	
		岩美町	人	
		八頭町	人	
		智頭町	人	
		若桜町	人	
		新温泉町	人	
		香美町	人	
		計	人	
3 広報	①広報の方法	(1) 情報発信の媒体 (2) 期間 (2) 実施方法		
4 備考				

集客報告書

1 実施団体	①名称		
	②関連する上部団体組織の名称		
2 集客計画	①集客人数	人	
	②集客した地域	自治体名	集客人数 (実数)
		鳥取市	人
		岩美町	人
		八頭町	人
		智頭町	人
		若桜町	人
		新温泉町	人
		香美町	人
		計	人
3 備考			